

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

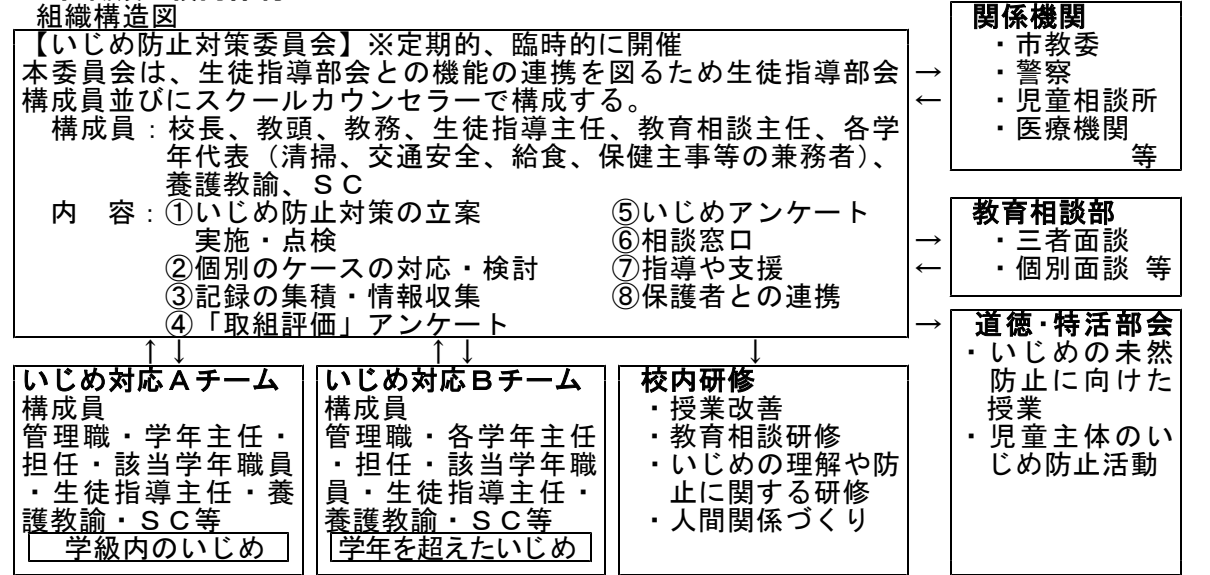
(1)永明小学校の基本的な考え方や方針等

- ①すべての児童と大人が「いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識のもと、「いじめを許さない学校」づくりを進める。
- ②いじめ防止に関わる各種対策により、本校児童が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に安心して主体的に取り組むことができるようにする。

(2)めざす児童像

- ・いじめをしない、自分で考え、判断し、思いやりをもった行動ができる児童
- ・いじめをしない、自分だけでなく友だちを大切にする児童
- ・いじめを見逃さない、社会性のある児童

2 組織及び校内体制について



3 いじめの未然防止

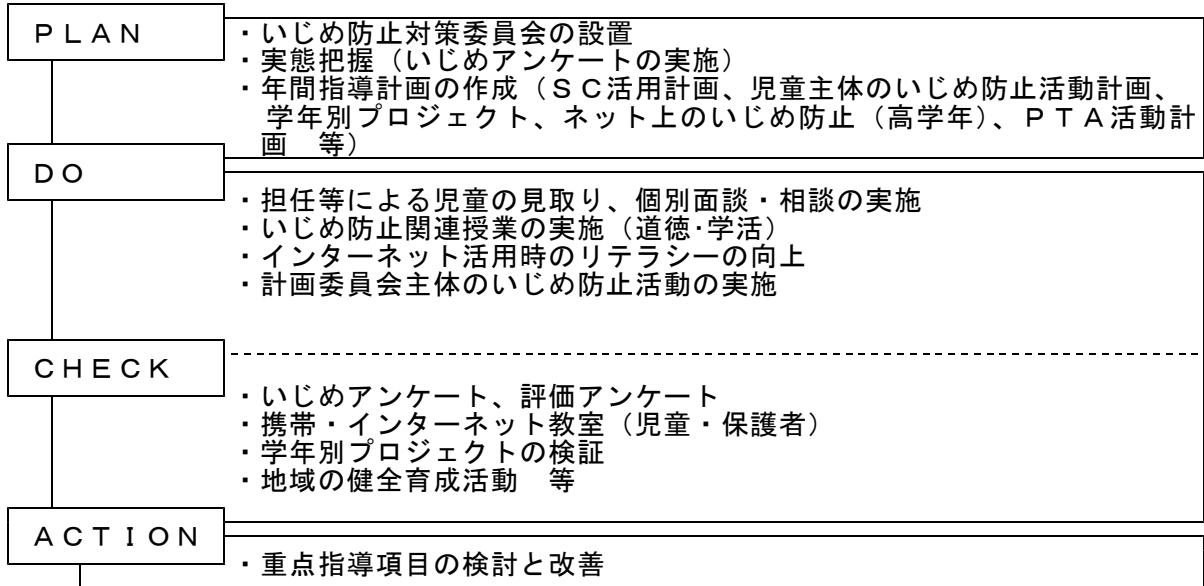
(1)基本方針

本校は、人間尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、以下の方針のもと、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- 望ましい人間関係や互いの良さを認め合う環境をつくるための教育活動を積極的に取り入れる。
- 道徳、特別活動を通して、高い規範意識や集団のよりよいあり方について話し合う学習を行う。
- これらの活動を通して、「自己有用感」を育成し、「いじめの未然防止」につなげる。

(2)指導計画・研修計画

【年間計画策定】 「いじめ防止への取り組み」



### (3)保護者・地域との連携

- ・PTAや地域が主催する行事において、積極的に参加を促すとともに、体験的活動を取り入れてもらう。
- ・中学校と連携した「のびゆく子どもの集い」、カルタ大会、あいさつ運動などを実施する。

### (4)校内研修

- ・集団における良好な人間関係を構築するため、構成的グループエンカウンター、グループワーク等々の指導方法を研修し、教師の対応力を強化する。
- ・予防的な教育相談の技術を高めるために、SCと交流したり、外部講師を招くなどしたりする。
- ・いじめの原因となるストレスについて、そのコントロールやストレスをうまない学校作りなどを研修会で協議して学ぶ。

## 4 いじめの早期発見

- いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域が全力で実態把握に努める。

### (1)児童のささいな変化に気づくための取り組み

- ①いじめアンケート
  - ・いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るという観点から、月1回の振り返りタイムでアンケートを実施する。(潜在的ないじめの把握)
  - ・いじめが疑われるような事案の発生時においては、児童の問題と向き合うという観点で、友人関係や困り感に焦点を絞ってアンケートを実施する。
- ②日常生活の見取り
  - ・いじめチェックリストを活用し、児童の気になる変化や気になる行為を見かけたときは生徒指導情報交換のフォルダをつくり情報を共有する。
  - ・連絡帳の日記や学習ノートを活用するとともに、関係職員と連携をとり、保健室や相談室での利用状況などから様子を把握しておく。
- ③教育相談
  - ・児童の生活実態を把握するために、言葉掛けや必要に応じて個人面談を実施する。
  - ・5W1Hをメモし、情報を共有できるようにする。
- ④保護者・地域との日常的な連携
  - ・PTA会議や二者面談・家庭訪問等で保護者と情報を共有し、信頼関係を構築する。
  - ・地域行事への参加、参画等を通じて日常的に情報を共有する。

### (2)情報を確実にするための取り組み

- ・対応策を分析・検討するため、指導の記録を集積し、共有する。

### (3)情報に基づいた対応の方針を立案実施

- ・いじめ防止対策委員会で方針を立案し、対応チームに提案する。

## 5 いじめに対する対応

- いじめの対策のための「組織」(いじめ防止対策委員会)が、いじめとして対応すべき事案かどうか判断する。

### (1)重大事態発生の場合

重大事態とは、いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または、いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと捉える。

重大事態が発生した場合は、学校は、直ちに市教委に報告するとともに、その事案の調査主体やどのような調査組織とするかの指示を仰いだ上、適切な調査が実施できるよう協力または調査を実施する。

### (2)ネット上のいじめに関すること

市教委との連携をもとに、携帯・インターネットの安全な使い方等、高学年を中心にリテラシーの向上を図るとともに、保護者や児童を対象にした「携帯・インターネット安全教室」を開催して、理解・協力を求めていく。

### (3)その他

- いじめ事案の態様によって、警察・市教委・児童相談所・市こども課との連携を図っていく。

## 6 その他

### ○評価と改善について

月に2回のいじめ防止対策委員会で校内全体の様子を定期的にチェックし、学期ごとの評価を行いいじめ防止活動の改善を図っていく。

### ○保護者・地域への情報発信と啓蒙活動について

学年・学級懇談会で学校の取り組みや家庭での様子について、情報交換を行い、信頼関係を構築していく。「携帯インターネット安全教室」を開催したり、PTA広報や学校便りなどでもいじめ防止活動について発信したりしてしていく。

### ○ふりかえりアンケートの保管について

困ったことの記入のあるものだけでなく、未記入のものもすべて保管  
(保管期間は卒業まで)